

気象警報等発令時、交通機関運休時の休講措置について

◇気象警報等発令時の休講措置

- ①大阪府下のいずれかの地域（大阪市、北大阪、東部大阪、南河内、泉州）に「**警報**」（暴風、暴風雪）又は「**特別警報**」（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）が発令された場合。
- ②大阪市阿倍野区美章園、又は大阪市東住吉区桑津に「**避難指示**」又は「**緊急安全確保**」が発令された場合には下表のとおりとします。なお、授業中に発令された場合は直ちに授業を中止します。

※上記指定地域以外の学生の居住地、又はその周辺地域で「警報」（暴風、暴風雪）、又は「特別警報」（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）が発令され、通学上危険であると学生が判断し、授業を欠席した場合、当該地域に上記の警報が発令されたとわかる書類を提出することにより、欠席届を作成できます。欠席した日から1週間以内に前出の書類を持参し、学務係の窓口へ申出てください。

◇交通機関運休時の休講措置

在阪の大手鉄道会社（JR西日本、Osaka Metro、近鉄、京阪、阪急、阪神、南海）のうち、2社以上が全線運休した場合の授業の取扱いは下表のとおりとします。

（1）指定の気象警報等の発令状況/（2）指定の交通機関運休の状況	授業の取扱い
午前7時までに発令（運休）が解除された場合	通常どおり授業
午前10時までに発令（運休）が解除された場合	第Ⅲ時限より授業（注）
午前10時を過ぎても発令（運休）が解除されない場合	終日休講

（注）授業時数確保のため第Ⅰ時限目、第Ⅱ時限目から始まる「実習科目」、及び第Ⅱ時限目から始まる「演習科目」は休講になります。

◇その他

上記のほか、校長が学生の安全確保のため必要があると判断した時には、休講等の措置を行う場合があり、休講となった授業に関して、後日、補講等の措置を行います。補講日程は掲示板でお知らせします。

※気象警報等の発令状況や交通機関の運休状況の確認については、テレビ、ラジオの報道、又は気象庁・各交通機関のウェブサイトによるものとします。